主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉野辰雄の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張する所論もあるが、その 実質は量刑不当の主張に帰し(憲法三六条残虐の刑罰の意義については、昭和二二 年(れ)第三二三号同二三年六月二三日大法廷判決参照)。結局すべて刑訴四〇五 条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは 認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二〇日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官